

議案第 21 号

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 10 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間においては、第 2 条第 1 項の規定による教育長の給料月額、同項に規定する月額から当該月額 $\frac{100}{10}$ に相当する額を減じた額とする。ただし、第 5 条に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

厳しい財政状況下であることから、教育長の給料について減額措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源に活用するため、所要の改正をしようとするものである。

澁川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～9 (略)</p> <p><u>10 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間においては、第2条第1項の規定による教育長の給料月額、同項に規定する月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、第5条に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。</u></p>	<p>附 則 1～9 (略)</p>